

近代日本の言語近代化と口語文法（1）

邢鎮義*

目次

1. はじめに
 2. 明治前期における口語文法研究
 3. 明治20年代の口語文法(言文一致と口語文法)
 4. 明治30年代の口語文法
 5. おわりに
-

1. はじめに

「近代」とは、一般的に封建社会の崩壊以降登場する資本主義社会を指す意味として、日本史においては、明治維新以降を指すのが通説となっている。「近代」は産業化、資本主義化、民主化、合理化など様々な領域が密接に絡んでおり、その過程において都市化、人口の都市集中化、経済・社会問題における社会構成員の積極的参加とそれに伴う識字層の拡大、またマスコミや交通の発達による人口移動の拡大と個人における活動範囲の多様化などの点が現れる。

このような「近代」を言語的観点から捉えるなら、「言語近代化」は、近代以前の言語状況である話し言葉と書き言葉の分離状況、家庭での日常生活の言語と公的言語（司法、教育、行政）の分離状況(diglossia)¹⁾を解消し、近代を目指す国家

* 又松大学校 招聘教授 社会言語学・日本語学

1) ダイグロシヤとは、言語学者ファーガソンによって導入された概念であり、言語が階層的場面的に著しく二極分化してしまう状況を指し示している。上層変種は書き言葉でおおやけにもちいられ、歴史

の言語「国語」として、上記の様々な領域の近代化の媒介としての機能を担う言語の誕生を意味する。つまり、「言語近代化」とは日常生活から国家レベルに至るまで社会すべての領域をカバーできる言語の構築であり、さらにいえば近代社会の諸システムは、言語近代化によって可能になるといえる。

このような言語近代化は、近代国民国家において政策の対象として捉えられ進められた。つまり言語が近代国家において政策の対象になったのである。日本の場合、1902年、文部省内に設置された「国語調査委員会」が中心となって、「国語」構築に取り掛かった。同委員会は発足に際し、音韻文字の採用、国語の音韻組織の調査、言文一致体の採用、標準語制定などを基本方針として定める²⁾。そしてこれらの方針を実現するため、まず最初に全国で実際話される話し言葉の調査を行い、それを基に標準語を制定し、その標準語に基づいて近代文体としての言文一致を完成するというような手順をとった。そしてその過程において口語文法は必要になってくる。保科孝一は、『国語学小史』で「口語文典の必要」を次のように述べている。

「明治時代の文典を作ることは、尤も必要なことであります。是まで中古時代の語法に従って居りましたから、色々な困難がありました。若し真に明治時代の文典が出来ましたら、始めて今日の言語に活用することが出来ませう。然しながら、此明治時代の文典を作るには一の標準語を制定しなければなりません。今日の如く、国語が種々雑多に乱れて居りましては、何れを標準として、文典を作って宜いか分かりません。活用について見ましても、中古時代には九種ありましたが、今では既に三種か五種に減じて居ります。然し是も方言に依って色々違いますから標準語を制定しませんと、一定の語法を極めることが

的に裏付けられた威信をもっている。下層変種は、話し言葉にだけ用いられ、日常生活のすべての状況でつかわれる。

- 2) 国語調査委員会の基本方針は、次のとおりである。『文部省年報』第30年報
 国語調査委員会ハ本年四月ヨリ同六月ニ涉リテ九回委員会ヲ開キ其調査方針ニ就キテ左ノ如ク決議セリ。
 文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ、是ニ関スル調査ヲ為スコト
 国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト
 本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スヘキ主要ナル事業トス然レトモ普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応セン
 カタメニ左ノ事項ニ就キ別ニ調査スル所アラントス
 漢字節減ニ就キテ
 現行普通文体ノ整理ニ就キテ
 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
 国語仮名遣ニ就キテ
 字音仮名遣ニ就キテ
 外国語ノ写シ方ニ就キテ

出来ないのであります。ですから、先づ第一に標準語を制定するといふことが必要な問題で、是に次で、言文一致とか、又は、文体の統一とかいふような問題も、付帯して参りませう。兎に角、明治時代の文典としては、チャムバレン氏アストン氏の著書より外にないのは、誠に遺憾に思ふ次第であります。」（保科[1899：461頁]）

ここで保科の言う「明治時代の文典」とは、いうまでもなく「口語文典」を指す表現として、「今日の言語」、つまり現在話される言語の文法のことである。それまで文語にのみ当てられていた文法（規範）を、現在話される話し言葉に当てるということである。近代以前は紙に書かれた文字言語が研究の対象であったのが、近代以降、実際どのような言葉が話されているかに関心が置かれ、その実際話される音に基づいた書き言葉を創出するのが近代以降の言語研究の特徴である。強調しておきたいのは、言語近代化の核心は、「音」、つまり現在話される言語なのである³⁾。

さて、保科が現在話される言葉の文法、つまり口語文法の必要を説いているこの時期、口語文法は「大日本帝国の口頭語を研究する」（松下[1901]）、あるいは「よそぐにのひとにも、たやすくわがくにことばのよみかきのできるよに」（いしかわ[1901]）、あるいは「台湾、朝鮮が御国の内に入って、其土人を御国の人に化するようにするにわ、御国の口語を教え込むのが第一である」（『口語法別記』1917）に見られるように、「国語」を以て国民を統合するための有効な手段として、また植民地においては統治の手段として位置づけられ、必要とされた。

そしてそのような口語文法を整備するには保科も指摘しているように、標準語の制定、言文一致の確立を解決しなければならない。

標準語制定、言文一致などは、まさに近代国民国家の「国語」構築におけるキーワードとして、口語文法と共に言語近代化と切り離しては語れないテーマなのである。言い換えれば、今日の口語文法は標準語制定・言文一致といった言語近代化の土台の上に成り立っていると言える。

なお、この書が書かれたのは1899年（明治32年）で、保科はこの時点において「明治時代の文典」として外国人による著書しかないことを誠に遺憾だと嘆いているが、同じ年、三矢重松の「口語の研究」を筆頭に、明治30年代に夥しい数の口語

3) 西洋の近代言語学の移入がもたらした最も大きな言語観の変化は、それまでもっぱら紙に書かれた文字が言語研究の対象であったのが、音声に基づいた、実際話される言語へ関心が移ったことである。

上田万年が1891年「日本言語研究法」に書いた次のような主張がその中心にあった。「言語とは、音でありますから、書いた文字は言語ではありません。あれは、恰も人で申せば、写真のようなもので、一ツの時、一ツの場合、形をうつしたものでありますから、その音は變つても、文字の方は變ぜずにのこります。」「明治文学全集 44 落合直文・上田万年・芳賀矢一・藤岡作太郎集」181頁

文典が次々と出される。この「明治30年代」は、上田万年によって、近代国家における「国語」が打ち立てられ、その基盤が整えられる時期である。

これまで文法に関する研究は、国語学あるいは言語学分野において、文法そのものを対象に行われてきた。本稿では今日の「日本語」文法の根幹をなしている「実際話される言葉」に基づいた文法である口語文法の成立を、社会文脈から捉えて、どういう背景をもってどのような社会的要求のもと、つくられたのかに焦点をあわせて考察したい。口語という概念はもちろん口語文法は、まぎれもなく近代の産物であり、近代における言語は、冒頭にも述べたように、社会システムの根幹をなすばかりでなく、互いに密接に絡んでいるのである。

そのため研究方法として、近代の始まりといわれる明治以降の口語文法研究の流れにそって考察する。まず、最初に明治前期、西洋言語学移入前の文法研究の状況を、国学風文典と洋式文典に分けて把握し、次に言文一致運動によって起る話し言葉への意識の変遷を明治20年代の社会の動きを捉えながら、口語文法研究に結び付けて考察する。最後に、近代国民国家における「国語」構築の流れにおいて口語文法はどのように整備されていくのかを見るため、明治30年代を中心に考察することにする。

2. 明治前期における口語文法研究

ここで明治前期という時代区分は、1871年(明治4年)の文部省設置と1872年(同5年)「学制頒布」から近代言語学の直接移入の前、つまり1886年(明治19年)までとする。近代教育システムの始まりである文部省設置による文法への認識の変化と文法教育の位置づけ、そして近代言語学の移入という外部要因がなかった時期の文法観について明らかにするためである。西洋の近代言語学移入は、既述の言語近代化に繋がる出来事である。

この時期は「自今以降一般の人民必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」という徹底した庶民皆学の言葉に基づき、義務公教育の理念と共に識字率の上昇を狙っていた時期で、学制や小学校則には教科目として「綴字、習字、単語、会話、読本、書牘、文法」が示され、文法科に要求されていた学力観は、暗誦を中心とした品詞と変化の理解であった。このような流れの中、教科書としてふさわしい文法書が必要になり、多くの文法書がこの時期登場する(山東[上掲書:100頁]4)。

しかしこの時期は「口語」と「文語」の概念は定まっておらず、「口語」は主に「俗語」と認識され、「雅語」に対応するものであった。明治前期の口語文法研究について、山田孝雄は『国語学史』において次のように述べている。

「明治時代に入りてもはじめは文語の研究に主力を注ぎたりしもなれど、次第に口語の方にも研究の目を向くるに至れり。口語の法則に就きて研究を施したるものとして、はやくあらわれたるは、佐藤誠実の語学指南と里見義の雅俗文法便覧などあり。語学指南は四巻あり。(中略)この書の末に俗言活用図を掲げて口語の用言を明かに示したり。雅俗文法便覧は一冊にして明治十年に出版せり。これは同じ人の著書雅俗文法の大要を摘記して、教科用としたるものと思わる。その中に、別に平常語の動詞活用図といふものを載せたなり。(中略)この二著前後して出で共に口語にも法則あることを明かにしたるものなれば、

- 4) この時期の文法書は「洋式文典」と「国学風文典」に分けられる。以下のようなものがある。(山東[2002])による。

「洋式文典」

西周『ことばのいしずゑ』(一八七〇年)、古川正雄『絵入智恵の環』(一八七〇年)、中金正衡『大倭語学手引草』(一八七一年)、黒川貞頼『日本文典大意』(一八七二年)、同『日本小文典』(同年)、同『皇国文典初学』(一八七三年)、太田隋軒『太田氏会話編』(同年)、山田俊三『山田氏文法書巻一』(同年)、馬場陽梧『An Elementary Grammar of the Japanese Language』(同年)、田中義廉『小学日本文典』(一八七四年)、南部義壽『横文字綴日本文典初学』(同年)、渡辺約郎『皇国小文典』(同年)、藤沢親之『日本消息文典』(同年)、中根淑『日本文典』(一八七六年)、同『日本小文典』(同年)、小笠原長道『日本小文典』(同年)、安田敬斎『日本小学文典』(一八七七年)、春山弟彦『小学科用日本文典』(同年)、藤田惟正・高橋富兄『日本文法問答』(同年)、藤井惟勉『日本文法書』(同年)、田中義廉『新訂日本小文典』(同年)、旗野十一郎『日本詞学入門』(一八七八年)、平野基三『小学日本文典問答』(同年)、中島操『小学文法書』(一八七九年)、同『小学文法書解剖法』(同年)、加部敏夫『語学訓蒙』(同年)、大矢透『語格指南』(一八八〇年)、阿保友一郎『日本文法』(一八八二年)、物集高見『日本小文典 詞の林巻頭』(一八八三年)、藤田惟正・高橋富兄『日本文法問答後録』(一八八五年)、近藤真琴『詞の園はじめのまき』(同年)、チャンパレン『日本小文典』(一八八七年)

「国学風文典」

文部省編纂『語彙別記・語彙活語指掌』(一八七一年)、稲垣千穎『ことばのちかへし』(一八七二年)、高田義甫・西野古海『皇国文法階梯』(一八七三年)、島次三郎『小学入門詞のはたらき』(同年)、斎藤政善編『小学動詞編』(一八七四年)、関治彦『大日本詞梯』(同年)、権田直助『詞の真澄鏡』(同年)、同『詞の経緯図』(同年)、渡辺栄八『啓蒙詞のたづね』(一八七五年)、片岡正占『日本文典暗誦動詞』(同年)、竹内泰信『訓蒙語尾変化』(一八七六年)、吉川楽平『国語教授式』(同年)、堀秀成『日本語学階梯』(一八七七年)、同『日本語格全図』(同年)、里美義『雅俗文法前編』(同年)、同『雅俗活用便覧』(同年)、堀秀成『語学所旨義』(同年)、天野春翁『言葉のふみわけ』(同年)、富永楯津『活語の近道』(同年)、野瀬胤正『大日本活語用法』(同年)、山下賤夫『国文法』(同年)、物集高見『日本文法問答』(一八七八年)、阿保友一郎『文典初法』(同年)、拝郷蓮茵『ちまたの石ふみ』(一八七九年)、佐藤誠実『語学指南』(同年)、林甕臣『小学日本文典入門』(一八八一年)、大槻修二『小学日本文典』(同年)、芳賀真咲『語学初歩』(一八八三年)、弘鴻『詞の橋立』(一八八四年)、谷千生『言語構造式』(同年)、権田直助『語学自在』(同年)、重久安部男『語学捷徑』(一八八五年)、里見義『日本文典 一名倭文機』(一八八六年)、谷千生『日本小文典批評』(一八八七年)

功績は没すべからず。また明治十四年に出版したる大槻修二の著なる小学日本文典にもその巻上に「俗言の用言」と題する一節を設けて簡単ながら口語の動詞を設けり。ここに一言注意すべき点は前三者共に口語に著眼したれど、いづれも用言の活用にのみ言をなせることなり。これは一見奇なるが如くなれど、なほ然るべき道理の存することなり。その故如何といふに、文語と口語との文法上の差違は主として用言の上、ことに活用の上存するものにして、その他はさほど著しき差の無きものなれば、この事実より見れば、其の活用にまづ注意するは当然のことなりとす。

かくの如く前三者は口語にも法則あることを示したれど、それらは一局部に止まるのみ。真に口語全般にわたりて法則を述べたるものは馬場辰猪の日本文典初歩なりとす。」(山田[1943: 775頁])

山田が指摘しているように、この時期の口語文法研究の特徴は、口語という用語は用いているものの、いづれも用言の活用にとどまっていた。つまり、これらは文典の一部に話し言葉、すなわち「俗語」に関する記述があるのみで、目的は「口語」の規則を明かにするものではなく、「雅語」に付随して、「雅語」の習得のためのものであったといえる。しかも用言の活用に限られた研究であったということは明治前期における「口語」の文法に対する意識は、音声に基づいた「口語」文法ではなく、「話し言葉文体」と「書き言葉文体」との相違をもって、「口語」と「文語」の相違として捉えられていたことを物語る。そのため「口語」文法と「文語」文法との相違は、当初、おそらく用言の使用法の相違として描き出されたのだと思われる。

そして山田も言及しており、日本の口語文法研究史において注目すべき文典として、馬場辰猪の『日本文典初歩 (An Elementary grammar of the Japanese language)』(1873年)がある。この書は当時アメリカ弁理公使であった森有礼が、『日本の教育 (Education in Japan)』(1873年)に書いた、当時日本語に対する悲観的な認識に対する批判⁵⁾として、政治研究のため、ロンドンに滞在していた馬場が書いたものである。その目的は、第一、「口語に一般概念を与えること」、第二、「多くの日本人はもちろん外国人が抱いている世間一般の意見に抗議、その理由を示すこと」⁶⁾であった。ここで馬場が抗議する「世間一般の意見」とは、い

5) その内容は以下のとおりである。

「日本における近代文明の歩みはすでに国民の内奥に達している。その歩みにつきたがう英語は日本語と中国語の両方の使用を抑えつつある。一中略一このような状況で、けつしてわれわれの列島の外では用いられることのない、われわれの貧しい言語は、英語の支配に服すべき運命を定められている。一中略一日本の言語によっては国家の法律をけつして保持することができない。あらゆる理由が、その使用の廃棄の道を示唆している。」『森有礼全集』第三巻 266頁

これは「日本語廃止論・英語採用論」として有名だが、この他にも西周の「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」(1874年)などの主張もあり、日本の国語国字に対する悲観論は早くから見られる。

うまでもなく日本語の不完全性や日本語に対する劣等感である。

その内容は「The Parts of Speech, Syntax」、そして「Japanese and English Exercises」からなっており、品詞は「名詞、形容詞、代名詞、動詞、副詞、前置詞、接続詞、感嘆詞」の八品詞としている。主に印欧語文典を模倣しており、西洋人に読ませる目的であったため全文が英文で書かれているなど、議論の余地は多々あるが、日本人としてはじめて「話されるまの日本語」の体系的な規則を示そうとしたことに意義がある⁷⁾。

3. 明治20年代と口語文法 (言文一致と口語文法)

言文一致は、文字どおり言と文の一致を求める動きとして、「言＝話し言葉」と「文＝書き言葉」の隔たりを意識しはじめることから起こる。そしてその隔たりを意識しはじめるということは、それまでそれぞれ話し言葉と書き言葉の世界を維持してきた社会秩序の崩壊の意味でもある。そしてさらにいえば「文」の衰退と「言＝音」の再認識でもあり、なお、「音」の多様性の終りをも意味する。

近代日本における言文一致の思想は1866年(慶応二年)、前島密の『漢字御廃止之儀』⁸⁾における「国文を定め文典を制するに於ても必ず古文に復し「ハベル」「ケルカナ」を用る儀には無御坐今日普通の「ツカマツル」「ゴザル」の言語を用ひ一中略一口舌にすれば談話となり筆書にすれば文章となり口談筆記の両般の趣を異にせざる様には支度事に奉存候」に始まり、明治8年9月3日付『東京曙新聞』の「日本文ヲ制定スル方法」(渡辺修二郎)、同9年12月『同人社文学雑誌』の「書語口語同ジキヲ欲スルノ説」(和田文)などによって日本社会に提言される。そ

6)原文は以下のとおりである。

We have two object in publishing this book----the first, to give a general idea of the Japanese language, as it is spoken; and the second, to protest against a prevalent opinion entertained by many of our countrymen, as well as foreigners who take some interest in our country, and to show the reason why we do so.

7)明治前期、他にも次のような外国人による口語文典がある。明治以前のものとしては、ロドリゲスの『日本大文典 Arte da Lingoa de Japan』(一六〇八年)、コリヤードの『日本文典 Arte grammaticae Japonicae』(一六三一年)、シーボルトの『日本語要略 Epitome Linguae Japonicae』(一八二六年)、ブラウンの『日本語会話 Colloquial Japanese』(一八六三年)などがあり、明治以降のものとしては、ホフマンの『日本文典 A Japanese Grammar』(一八六八年)、アストンの『日本口語小文典 A Short Grammar of the Japanese Spoken Language』(一八六九年)、チェンバレンの『日本小文典』(一八八七年)などがある。

8)これは徳川慶喜に上申した建白文で、漢字の全廃と仮名文字専用を主張した文章である。

して「言文一致」という語がスローガンのように使われ始めたのは、1885年（明治18）神田孝平の「文章論ヲ讀ム」の「平生説話ノ言語ヲ以テ文章ヲ作レハ即チ言文一致ナリ」（傍線は筆者）においてである（山本[1982：90～116、39]）。その後、明治20年代は二葉亭四迷（1864～1909）、山田美妙（1868～1910）らに代表される言文一致体文学作品の登場によって、言文一致は広く普及し議論され、明治30年代、国語調査委員会の標準語制定など一連の言語政策によって、近代文体として確立していく。

保科孝一は『新体国語学史』（1934年）において、日本の言文一致と口語文典について、次のように述べている。

「ブラウンの口語文典（1863年、筆者注）はわが文法家の注意をあまり引かなかった。チェ氏（チェンバレン、筆者注）の口語文典（1887年、筆者注）もその発表された当時はこれを顧る人がなかったようであるが、日清戦役後国民が国語国字問題に深く自覚して、さかんにこれを論議して居る中に、言文一致を以て文体の標準とせよとゆう運動が起つて来た。その結果社会がようやく口語に注意をするようになり、文体も年とともに口語化するに至ったのであるが、もし言文一致すなわち口語文を以て文体を標準とするとゆうことになると、口語法を学ぶ必要が生じてくるのが当然である。」（保科[1934：328頁]）

注7でも述べたように、江戸末期から明治初期にかけて、外国人による口語文法の研究は行われていた。しかし当時はあまり注目されることなく、一部の外国人研究者の関心事にとどまっていた口語文法に広く関心が集まったのは、近代文体としての言文一致体の普及による。

言文一致の思想や要求は、既述のように明治期と共に始まったのであるが、社会的共感が得られたのは、明治30年代のいわゆる「国語政策」の流れにおいてである。というのは、明治20年代言文一致体小説の登場によって言文一致に対する認識が広がったのは事実であるが、それは一部の階層に限られたことで、同30年代、学校教育の拡大と言文一致体（口語体）の国定教科書の普及によるところが大きい。そしてその際の言文一致は、「言文一途の文体は、活きた口語の土台の上に立ち、この上に修練と彫琢を加えたものであるべき」⁹⁾というような主張が主流で、「活きた口語」とは、標準語制定の論理に基づいた、東京の中流以上の社会に用いられる言語である。ありのままの東京語ではなく標準語としての東京語、さらに規範化された東京語が言文一致の前提であったのである。つまり言語近代化の流れのなか、言文一

9) 「言文一致について」『言語学雑誌』第一卷第三号 雑報 1900年4月30日

致体の確立が要求され、その過程において話し言葉は再認識され、口語文法の整備が行われたのである。そして保科の発言でもう一つ注目したいのは、「言文一致すなわち口語文」という保科の認識である。

「口語文」という語が初めて登場するのは、『言語学雑誌』第一巻 二号 (1900年3月)の雑報「本欄の文体について」においてである (山本[1982: 443頁])。そこに「われわれは本稿から、雑報蘭には、一切口語体の文章を用ゐるやうにした。寄稿せらるゝ人々も、なるべく口語体を採られんことを望むのである。」と述べ、「口語体」を積極的にアピールしている。『言語学雑誌』は、「国語」構築の先頭に立っていた上田万年が主導する「言語学会」¹⁰⁾が刊行した雑誌で、保科も積極的に加わっていた。

ここで上田万年をはじめとする言語学会がいう「言文一致＝口語体」の言文一致は、従来の言文一致体とは区別されるべきである。明治20年代までの言文一致体は、「話すように書く」のが主流で、そこではありのままの「東京語」が中心となっていた。山本正秀によると、その東京語を言文一致の中心とする意見は、明治8年9月3日、渡辺修二郎による「日本文ヲ制定スル方法」『東京曙新聞』にはじまるという (山本[1978: 28頁])。渡辺はそこで「日本文ヲ制定スルニハ言語文章ヲ同一ニセザルベカラズ凡ソ外国ノ文章タル必ズ平常ノ言語ト同ジ故ニ平易ニシテ簡便ナリ全体文章ハ言語ノ記号ナレバ然ルベキ筈ナリ故ニ今徒ニ正不正ヲ論ゼズ最モ能ク通用スル東京言葉ヲ本トシテ略一」と述べている。そして明治20年代には、東京語を中心とする山田美妙らによる言文一致体小説の普及により、ありのままの東京語が言文一致の中心になった。

このような流れは、1895年上田万年の「標準語に就きて」を筆頭に、1902年誕生した「国語調査委員会」による標準語制定、口語文法の整備によって大きく変わった。その流れの中で既述の言語学会による「口語体」という概念が登場するのである。つまり明治初期、ありのままの東京語を中心にし、文明開化の象徴として始まった「言文一致」運動は、標準語制定と口語文法の整備によって、名実ともに近代文体に相応しい「言文一致体＝口語体」として完成されたのである。この意味において山本は1900年(明治33年)から1909年(明治42年)までを、言文一致の確立期としている。¹¹⁾

10) 上田万年、保科孝一、奥田正美、藤岡勝二らが中心となって、1898年「言語学会」を設立する。1900年には『言語学雑誌』を刊行し、新聞・雑誌における「国語」論に対して専門家集団としての学問的批判や方向性を提示した。後に「帝国教育会」の「国字改良部」とも深くかわる。明治30年代、文部省内で「国語」の改良と保存が激しく対立する際、改良を率いた中心である。

11) 山本正秀は言文一致の時期区分を次のようにしている。(山本[1982: 38～56頁])

坪内逍遙も言文一致体と口語体について「文章上の挙国一致」において「私の謂ふ口語体は、最も広義に解された現代語からなつたものでなくてはならぬ。又其根底に確乎とした一定の^グ国語法則^{ランマ}を備へ得るものでなくてはならぬ。一中略一昔は言文一致といひ、今では口語体と総称するが、口語体は必ずしも平生の談話語と限るには及ばない、口語法則の許容する限りは、即ち調和さへ破らない以上、古い言葉も、新しい言葉も、訳語も、造語も、外国語も総て取り入れて差支えないと思う。要は先づ現代語の根本法則定めるにある、そして其法則に背かぬ限り、成るべく広く言葉を摂取するのである」(傍線は筆者) 12)と述べている。つまり、標準語制定と共に言語近代化の中心軸であった言文一致は、口語文法の整備によって完成できたといえる。

4. 明治30年代の口語文法

明治30年代は、1894年(明治27)10月8日、上田万年によって哲学館にて行われた講演「国語と国家と」において打ち立てられた「国家=国民=国語」の思想、つまり、日本語は日本人の精神的血液であり、日本の国体は、この精神的血液によって維持される¹³⁾という思想に基づいて、日本人における精神的血液としての言語、「国語」の構築が具体化する時期である。明治30年、東京帝国大学に「国語研究室」の設置され、同33年には小学校令施行規則改正により「読書、作文、習字」は「国語」に統合される。このようにして教科目として「国語」は登場するのである。さらにその「国語」の内容としては、字音仮名遣いを表音式に改正、漢字を二千字に制限することなどを規定する。そして同35年、「国語調査委員会」の設置と同37年の国定教科書の施行などによって、国語は整備され普及されたのである。これらの動きが可能であったのは、明治以降、西欧化・近代化への要求と、同20年代の言文一致運動の影響が底辺にはあったが、とりわけ文部省が中心となって、標準語

- 第一期 慶応2年(1866) - 明治16年(1883) 発生期
- 第二期 明治17年(1884) - 明治22年(1889) 第一自覚期
- 第三期 明治23年(1890) - 明治27年(1894) 停滞期
- 第四期 明治28年(1895) - 明治32年(1899) 第二自覚期
- 第五期 明治33年(1900) - 明治42年(1909) 確立期
- 第六期 明治43年(1910) - 大正11年(1922) 成長・完成前期
- 第七期 大正12年(1923) - 昭和21年(1946) 成長・完成後

12) 坪内逍遙「文章上の挙国一致」『日本及日本人』(六八九号 1916年9月20)

13) 上田万年「国語と国家と」『明治文学全集44』110頁

制定や、言文一致の確立、言文一致体（口語体）を国定教科書に採用するなど、これらの言語問題を国家の政策として強く押し進めたためである。近代日本の言語問題を論ずる際「明治30年代」は、以上のような理由で象徴的な意味を持つ時期と言える。そのような気運が広がるなか、次のような口語文典が刊行された。

前波仲尾	日本語典	明治34年 (1901年)
松下大三郎	日本俗語文典	明治34年 (1901年)
石川倉次	はなしことばのきそく	明治34年 (1901年)
石川倉次	同付録	明治34年 (1901年)
同文官	国語科教科用口語文典	明治34年 (1901年)
金井保三	日本俗語文典	明治34年 (1901年)
小林稲葉	新編日本俗語文典	明治35年 (1902年)
入江祝衛	日本俗語文法論	明治35年 (1902年)
鈴木暢幸	日本口語典	明治36年 (1903年)
吉岡郷甫	日本口語法	明治39年 (1906年)

既述の保科の指摘にもあるように江戸末期から明治初期にかけて、外国人による口語文典はあったが、日本人による口語文典はこの時期集中する。その理由は、上に述べている近代国民国家形成における「国語」構築という内部的要因と外部的要因があった。というのは、外国語としての日本語を教えなければならない事情があったのである。その外部的要因はさらに二つに分けられる。その一つは、よく知られているように、1895年、日本による植民地統治が開始された台湾における「国語（日本語）」教育と、1905年、日本の保護国となり、1906年より日本語教育が開始された朝鮮のことである。そしてもう一つは、主に中国から日本への留学生の増加である。明治31年、東京本郷に設立された「日華学堂」が一名の中国留学生を受け入れたことから始まった留学生数は、明治32年には100名、同35年には500名、同37年には、1、300余名、同38年には8、000名を超えた（関[1997：85頁]）。

以下、「本書は実に日本俗語文典の嚆矢なり」と自ら評する松下大三郎の文典やいくつか例をあげて、当時の口語文典編纂の具体的な目的と、「標準語」がまだ確定せず、議論中であった当時、どのような「口語」が文典の基準として取り入れられているのか、簡単に紹介しておく。

・松下大三郎『日本俗語文典』（一九〇一年）

「本書は、百般の科学発達せる今日未吾人が日常思想を通ずる所の活々たる我が大

日本帝国の口頭語を研究せるものなきを嘆じ、聊其学のために 貢献する所あらむとして著作せるものなり。」(例言)

「単に口語又は俗語といへば一様の如くなれど、各地各社会多少方言的の差なきこと能はず。然れども東京の中流に行わるゝものは最広く通じ、他日我が標準語ともなるべきものなれば、之を以て我が口語を代表せしむること難からず。故に本書は主として東京の中流に行わるゝ語法を講ず。」(総論)

・石川倉次『はなしことばのきそく』(一九〇一年)

「このほんのできたのわ、まえにものべたよーにわがくにのがくもんをまなびやすくして、一にちもはやくせかいのふんめーこくと、ならびすゝんでゆくことのできるよーにしたいというのが、もととなつてをるので、それにわがくにびとわもちろん、よそぐにのひとにも、たやすくわがくにことばのよみかきのできるよーにせねばならぬ。そーするにわ、だいーに、わがみかどのおられるみやことばすなわちと一きよーにいまおこなわれをるはなしことばの、いやしくないたゞしいものもちいていゝもし、つゞりもすることにせねばならぬと、わがをもちいだめたのわ二十ねんもまえからのことで、一略一」(はしがき)

・金井保三『日本俗語文典』(一九〇一年)

「此俗語文典は、私が、明治三十年の二月より、支那政府から日本語を学ぶために派遣せられた留学生を引き受けて、国語を教授するにあたり、一定の規則を設けて之を授けた方がよからうと考へつきました時、他からも其事を奨められたものですから、つひやって見る気になりまして、一略一」(はしがき)

「この本の言葉は、主として東京の言葉を標準としました。そのわけは、交通機関の発達と、国民教育の進歩とにつれて、東京語は、最勢力ある最上等なる言葉として、益国中にひろがりつゝあるのに鑑みたからです。」(全体についてのことわり)

以上の例から、既述の当時口語文典が要求された二つの時代状況を確認することができる。一つは、松下の「大日本帝国の口頭語を研究せる」に見られるような、「日本」内部を意識したものと、石倉の「よそぐにのひとにも、たやすくわがくにことばのよみかきのできるよーにせねばならぬ。」あるいは、金井の「支那政府から日本語を学ぶために派遣せられた留学生を引き受けて」からみられる「非日本人」を想定したものである。明治30年代、これらの個人による口語文典の出現の後、標準口語法の提示のような形で、文部省による『口語法』(1916年)と『口語法別記』¹⁴⁾が出されるが、その『口語法別記』の端書にも「台湾、朝鮮が御国の内

14)この書については、拙著「近代日本における口語規範の成立」『日本文化学報』26巻参照したい。

に入って、其土人を御国の人に化するようにするにわ、御国の口語を教え込むのが第一である。それに就いても、口語に、一定の規則が立って居らねばならぬ。口語法わ、実に、今の世に、必用なものである」という記述があって、近代日本における言語問題は、日本の内部の近代化を進めるかたわら、植民地における統治も同時進行しなければならない状況であったことがうかがえる。

そして上の例の記述のもう一つの共通点は、まず、東京語を標準としている点である。しかし、実はこの「東京語」という概念の骨格も明治三〇年代にできたものとして、それ自体はなはだあいまいで、いわゆる「山の手の言葉」を指しているのか、「下町の言葉」を指すのかは明確でない¹⁵⁾。それはともかく、1895年、本格的な「標準語」の議論が始まって、この時点にすでに「標準語＝東京語」は、自明な考え方として広まっていたものの、その実体はつかめずそれぞれの文典の中には、関西表現も登場するなど、話される言葉の「標準」に対する戸惑いが、至るところで散見される。たとえば、金井は『日本俗語文典』において、上一段動詞の命令形として「よく見い、着物をきい、勉強をせい」（金井[一九〇一：九七頁]）などをあげており、松下の『日本俗語文典』には動詞の假定形として「書きゃあ、用いりゃあ、受けりゃあ」（松下[一九〇一：一四四頁]）などを用例としてあげている。しかしこれらの例は過渡期的現象で、同じ時期国語調査委員会による全国の口頭語の調査（つまり方言調査）とそれに基づいた報告書などによって、標準語の意識と実体が明らかになっていく。そしてその結果として出された『口語法』によって、口語文法はまとめられる。その過程は以下のとおりである¹⁶⁾。

『音韻口語法取調ニ関スル事項』（一九〇三年八月）

『音韻調査報告書』『音韻分布図』（一九〇五年三月）

『口語法調査報告書』（一九〇六年一二月）

『口語法分布図』（一九〇七年二月）

15) 「東京語」という概念は、明治一〇年代後半から二〇年代初頭にかけて盛んだった言文一致運動の中心に「東京語」が置かれたことから広がり始め、明治三〇年代「標準語」の概念が成立、定着していくなかで、「東京語」＝「標準語」の地位は確固たるものとなっていった。その意味で「東京語」は「江戸語」の上に成立してはいるものの、共通語的存在だった「江戸語」との断絶を含蓄する概念である。

16) 明治30年代以降も次のような個人による口語文典が出された。

竹内善朔 『校訂日本俗語文典』（明治40年）、白田寿恵吉『日本口語法精義』（明治42年）、保科孝一『日本口語法』（明治44年）、吉岡郷甫『文語口語対照語法』（明治45年）、芳賀矢一『口語文典大要』（大正2年）

明治30年代の文典とこれらの文典で注目したいのは、明治30年代前半は「俗語」が主流だったのが、しだいに「口語」に変わっていく点である。単に口頭語の意味でなく、規範化された標準語として文章語にも用いられる「口語」の概念はこうして定着するのである。

『口語法取調に関する事項』（一九〇八年三月）

『口語体書簡文に関する調査報告』（一九一一年四月）

『口語法』（一九一六年一二月）

『口語法別記』（一九一七年四月）

話し言葉への関心は、近代の始まりである明治初期からあったが、言文一致運動の影響でその重要性が幅広く認識されるようになった。そして日本国内における「国語」への関心や学校教育現場からの要求、植民地における言語政策や日本国内の非日本人に対する日本語教育の必要により、口語文典は雨後の竹の子のように登場するが、明治30年代の口語文法は語彙も語法も定まらない状態であったと言える。そのような過程を経て、標準語の制定により今日のような口語文法は完成するのである。

5. おわりに

話し言葉（口語）の文法の歴史は、1492年、イベリア半島の「カスティリヤ語文法」に始まる。この文法を著わしたネブリーハは、当時のイサベル女王に宛てた手紙に、「諸族や諸民族が女王様の支配下に置かれ、征服者が被征服者に課する法律を、またそれにともなって我々の言葉を受け入れる必要が起きたとき、ちょうど私どもがラテン語を学ぶためにラテン語の文法の術を学ぶのと同じように、この私の術（Art）＝文法によって、私たちの言葉を理解するようになるでしょう」（田中[1997: 59, 60]）と書いて話し言葉の文法の必要を説いている。そしてこのことを、田中の指摘どおり「自らの国家からラテン語を追放して、グラムマティカのあとに新たなグラムマティカを置き、それを国内および国外の支配地域の諸族に使わせる必要を感じた国家の誕生が導いた、一つの歴史的必然であると見ることができる」（田中[上掲書: 60]）というなら、これはまさに近代日本における口語文法の誕生にも当てはまると言えるのではないか。

近代国民国家日本においてはラテン語ではなく、漢字・漢文を追放して（とはいえ結果的にそうはならなかったが）話し言葉に基づいた文法をつくり、国内および国外の支配地域の諸民族に使わせる必要があった¹⁷⁾。そしてその過程は、本文で述べたよう

17) しかし厳密に言えば、カスティリヤ語文法は周辺の諸民族に使わせることを予定してつくったのに対し、日本の場合は他民族への支配が始まってから口語文法が備えられる。このことは重層的な意味を持っており、植民地における言語政策を論ずる際、さまざまな角度から必ずと言ってよいほど議論される。イ・ヨンスク（1996）『国語という思想』岩波書店、安田敏朗（1997）『帝国日本の言語編制』世織書房、長志珠絵（1998）『近代日本と国語』

に、標準語の制定と言文一致体の確立などと密接に結び付いていた。

本稿ではこのような大きな流れを「言語近代化」としてとらえ、今日自明の事実として受け止められている話し言葉の文法、つまり口語文法の誕生を社会的文脈において考察した。これは自明の存在としての「日本語」、さらに「日本＝日本人＝日本語」という意識に対して、再考を求めるための作業でもある。

【参考文献】

- いしかわくらじ[1901] 『はなしことばのきそく』 金港堂書籍
 イ・ヨンスク[1996] 『国語という思想』 岩波書店
 岩淵悦太郎[1941] 「明治初期に於ける文法書編纂に就いて」 『国語国文』1941年2月号
 上田万年[1890/1968] 「日本言語研究法」 『明治文学全集44』 筑摩書房 181頁
 上田万年[1894/1968] 「国語と国家と」 『明治文学全集44』 筑摩書房 110頁
 上田万年[1895] 「標準語に就きて」 『帝国文学』第一卷一号
 大槻文彦[1897] 『広日本文典』 東京築地活版製造所
 大槻文彦[1897] 『広日本文典別記』 国光社印刷部
 岡野久胤[1902] 「標準語に就きて」 『言語学雑誌』三卷二号
 長志珠絵[1998] 『近代日本と国語ナショナリズム』 吉川弘文館
 尾崎知光[1976] 「文法研究の歴史(1)」 『岩波講座日本語6』 岩波書店
 金井保三[1901] 『日本俗語文典』 勉誠社
 言語学会[1900] 「言文一致について」 『言語学雑誌』第一卷第三号 雑報
 国語調査委員会[1916] 『口語法』
 国語調査委員会[1917] 『口語法別記』
 小森陽一[2000] 『日本語の近代』 岩波書店
 山東功[2002] 『明治前期日本文典の研究』 研究叢書274 100頁
 関正昭[1997] 『日本語教育史』 アルク 85頁
 田中克彦[1997] 『ことばと国家』 岩波新書 59、60頁
 坪内逍遙[1916] 「文章上の挙国一致」 『日本及日本人』689号 29、30頁
 永野賢[1991] 『文法研究史と文法教育』 明治書院
 馬場辰猪[1873/1997] 「日本文典初歩」 『馬場辰猪全集』第一卷 岩波書店
 邢鎮義[2006] 「近代日本における口語規範の成立」 『日本文化学報』第26輯
 保科孝一[1899] 『国語学小史』 大日本図書 461頁

ナショナリズム』吉川弘文館、などが詳しい。

- 保科孝一[1911]『日本口語法』同文館
保科孝一[1934]『新体国語学史』賢文館 328頁
松下大三郎[1901/1997]『日本俗語文典』勉誠社
松下大三郎[1901/1997]『標準日本口語法』勉誠社
三矢重松[1899]「口語の研究」『国学院雑誌』五卷四号
安田敏朗(1997)『帝国日本の言語編制』世織書房
山田孝雄[1943]『国語学史』宝文館 775頁
山本正秀[1960]「言文一致の文法」『講座解釈と文法七』明治書院
山本正秀[1967]「『言語学雑誌』と言文一致」『国語と国文学』1967年4月号
山本正秀[1978]『近代文体形成史料集成』桜楓社
山本正秀[1981]『言文一致の歴史論考 続編』桜楓社
山本正秀[1982]『近代文体発生の史的研究』岩波書店 38～56頁、90～116頁

K C I

要 旨

口語文法の登場は、「口語」即ち話し言葉が言語の前面に登場することを意味する。近代以前、書き言葉のみが権威を持ち、公的言語として認められていたのが、近代以降、身分制度の崩壊と市民社会の登場によって、社会すべての階層、領域で意思疎通可能な言語が必要になる。そこで社会構成員誰もが共有できる話し言葉を言語の前面に出して、その話し言葉に基づいた書き言葉という新しい様式の言語「口語」が作られる。そしてその過程において、それまで書き言葉の専有物であった文法が話し言葉にも当てられるのである。

近代日本におけるその過程は標準語制定、言文一致と密接に結び付いている。つまり口語文法をつくるためには、標準語を定めなければならない。標準語という概念も、規範化された話し言葉（口語文法）の上に成り立つ概念である。そして言文一致体は口語文法の整備によって近代文体として確立するのである。

本稿ではこのような大きな流れを「言語近代化」としてとらえ、今日自明の事実として受け止められている話し言葉の文法、つまり口語文法について考察する。そこで近代の始まりといわれる明治以降の口語文法研究の流れを、明治前期と明治20年代、そして同30年代に分けて考察する。

明治前期の文法研究は国学風研究と洋式研究に分けられる。明治前期は近代における「口語」の概念はなく、話し言葉における研究はあったものの、用言に限られていた。次に明治20年代は、言文一致運動によって起る話し言葉への意識の変遷が著しく現れ、それを基に同30年代、近代国民国家における「国語」構築の流れにおいて、標準語制定に伴って、口語文法は整備される。

キーワード：近代、言語近代化、口語文法、明治30年代、標準語制定、
言文一致、国民、国語

투 고 : 2006. 8. 31
1차 심사 : 2006. 9. 9
2차 심사 : 2006. 9. 30

住 所 : (300-766) 大田市 東区 龍田洞 新東班 A 5-705
電 話 : 042-345-5154, 010-3146-1933
e-mail : hjini117@hanmail.net